農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

飯豊町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 豊原地域

(1) 現況

本地域は、町の北東部に位置し、農地が連担しており、町内でも比較的雪の少ない標高 220m~240m の平坦な地域である。水田のほとんどは圃場整備が完了しており、町の全農地の半分を占めている中心的な穀倉地帯である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 添川地域

(1) 現況

本地域は、町の東部の白川右岸に位置し、南側になだらかな丘陵地帯を有する平 坦な地域であり、昭和56年に県営白川右岸地区圃場整備事業が終了し、一戸当た りの水田経営面積が最も多い地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 豊川地域

(1) 現況

本地域は、町の西部の白川の両岸に位置し、山林、原野等による傾斜地が多い中山間地域である。圃場整備等を実施しているものの、一部に基盤整備が必要な水田が存在する地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 中津川地域

(1) 現況

本地域は、町の南部に位置し、耕地面積が10%に満たない山間地帯であり、県内屈指の豪雪地帯で気象の変動による農作物の減収を受け易すく、水田の60%が転作地として利用されている地域である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	豊原地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に 掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
2	添川地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第3号に 掲げる事業
3	豊川地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に 掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
4	中津川地域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に 掲げる事業、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業については、下記の該当事項について留意するものとする。

- 1. 対象農用地の基準
- (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが他の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

飯豊町全域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上 勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 町長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地

田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上度以上の農地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率: 田8%以上、畑(草地含む。) 15%以上の農地

2. 集落協定の共通事項

- (1)集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- (2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上

となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、飯豊町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。

4. その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換など必要な事項について、必要に応じて集落協定に記載するものとする。